



廃棄食品の不正流通に対する 厚生労働省の対応について

平成28年2月26日(金)

厚生労働省

廃棄食品の不正流通に対する対応(概要)

(食品衛生法関係)

- ・国、地方のそれぞれのレベルで、消費者、廃棄物担当行政と連携して対応。
- ・本事案に対して、みのりフーズ等への立入調査、問題食品の流通防止のための追跡調査、消費者への情報提供。
- ・再発防止の観点から営業実態がない又は不明な食品等事業者への監視の強化。

【厚生労働省】

- ・ 1月15日: 事案の概要、愛知県、岐阜県と連携して対応するよう都道府県等に通知。
- ・ 1月22日: 産業廃棄物主管部局の立入検査で不正流通が確認された場合、問題食品が流通しないよう当該部局と連携して対応するよう都道府県等に通知。
- ・ 1月29日: 食品安全行政関係府省申合せ事項を都道府県等に通知。
- ・ 2月24日: 営業許可を有するにもかかわらず、実態がない食品等事業者の監視強化等を全国課長会議で要請。

【みのりフーズへの対応(岐阜県)】

1月13日以降、岐阜県がみのりフーズ、取引先を立入調査。みのりフーズの在庫食品の遡り調査、不正流通食品の公表等を実施。

※みのりフーズの立ち入り調査結果

- ・ 不正流通食品に関する販売元、販売先の記録なし(法第3条責務規定関係)
- ・ 施設、設備の清掃不良(法第50条管理運営基準関係)
- ・ ビーフカツ等の無許可販売(法第52条営業許可関係)

【ダイコー(株)への対応(愛知県)】

1月13日以降、愛知県がダイコーの立入調査、不正流通食品の流通先の調査、公表を実施。

【愛知県、岐阜県以外の東京都等24自治体の対応】

岐阜県の要請に基づき廃棄を委託した食品等事業者を調査。岐阜県が不正流通食品35品目(60製品)を公表。

廃棄食品の不正流通事案と食品衛生法の関係＜卸売事業者＞

＜産廃処理業者＞

ダイコー(株)



＜卸売事業者＞



みのりフーズ



流通業者等

関係条項	確認状況	罰則
(第3条) 食品等事業者の責務 食品事業者は販売食品等の安全性を確保するため、原材料の安全性確保等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、仕入元等に係る記録の作成・保存に努めなければならない。	仕入元であるダイコーに関する記録及び販売先の流通業者に関する記録は作成・保存されていない。	なし (努力義務規定)
(第6条) 不良食品の販売禁止 腐敗・変敗食品等、人の健康を損なうおそれがある食品の販売禁止。	現時点において、腐敗・変敗しているなど不良な食品の販売は確認されていない。 (健康危害の報告もない。)	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金
(第11条) 規格基準外食品の販売等禁止 厚労大臣が定める基準に合わない方法により、食品を製造、加工、保存等してはならない。またそのような食品を販売してはならない。 例) 冷凍食肉製品の保存基準 -15℃以下	冷凍庫は-15℃に設定されていた。 保管されていた冷凍食品は融けた形跡はなかった。	2年以下の懲役 又は200万円以下の罰金
(第50条) 営業施設の管理運営基準の遵守 施設の内外の清潔保持等、都道府県知事が定める公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を遵守しなければならない。	施設内は清掃が行き届いておらず、製麺用の機械には埃や粉類が積もっているなど、施設の衛生管理が適切に行われていなかった。	なし
(第52条) 営業の許可 食肉販売業、冷凍・冷蔵業等、公衆衛生に与える影響が著しい34業種等の営業については、都道府県知事の許可を受けなければならない。 また、これら施設は自治体が条例で定める施設基準に適合していなければならない。	めん類製造業の許可はあるものの、製麺用の機械は使用されている形跡がなく、めん類製造の実態は認められなかった。 ビーフカツ等の販売については、無許可営業。	2年以下の懲役 又は200万円以下の罰金